

このような点を強く主張いたしました。今回の福生市手数料条例の一部を改正する条例について反対討論といたします。

○議長(貫井喜代次君) 次に賛成者 五番 森田治男君。

(五番 森田治男君 登壇)

○五番(森田治男君) 議案第百二号 福生市手数料条例の一部を改正する条例に
対する賛成討論を行います。

福生市手数料条例の一部を改正し、徴収する手数料の種類及び金額を改正しようとするものであります。三鷹、青梅、清瀬を除く都下各市においては、すでに同一の手数料金額で実施されており、本市におきましても、利用者負担という原則からしてやむを得ぬ改正であると思います。

印鑑証明、住民票、そして戸籍等の関係の証明あるいは交付を目的として、毎日多くの市民が窓口を訪れ、市民課の窓口は福生市の顔でもあります。昼休み窓口の開設も間近ということであり、この改正を機会にさらに市民サービスに徹するよう切望いたします。私の賛成討論といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第百二号について、起立により採決いたします。
本案について委員会報告とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立多数であります。よって議案第百二号は委員会報告とおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第三 議案第百三号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(厚生委員長 小林菊三君 登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。

議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書 朗読省略) 別添参照

議案第百三号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例に対して補

足説明をさせていただきます。

本条例は児童育成手当を充実するための東京都の改正に伴い、市条例を改正しようとするものであります。改正内容については支給月額を育成手当に

おいて現行三千五百円を四千円に、又、障害手当において現行五千五百円を六千円にそれぞれ五百円アップするもので、これは身障者並びに愛の手帳を所持してい

る方に支給しようとするものであるとの説明が行われました後、質疑に入りまし

たが、全員異議なく本案を原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ委員会決定どおり御可決くださるようお願い申し上げまして、補足説

明いたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百三号については、討論を省略し、委

員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百三号福生

市児童育成手当条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第四議案第百四号福生市老人福祉手当条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(厚生委員長 小林菊三君 登壇)

○厚生委員長(小林菊三君)

審査報告をいたします。

審査報告書の朗読を省略させていただきます。議案第百四号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例に対して補足説明をさせていただきます。

(議案審査報告書 朗読省略) 別添参照

本条例は東京都が福生市と一体となって老人福祉制度の充実を図るために今回の改正を行うとするもので、支給対象者に支給額を現行の月額八千五百円を九千五百円にアップしようとするものである。目的の説明が担当所長より行われた後に質疑に入りました。

質疑においては、対象者は五十三人くらいということだが、その状況を伺いたい。それから支給要件は六十五歳以上であるが、それ以下の方には適用されないのか。このような発言があり、これに対して受給対象者は脳溢血とかあるいは後遺症とかで寝たきりの老人である。又、精神障害とかで日常生活上、常時人の手を必要とする老人が対象となる。六十五歳以下の方は対象とならないが、六十五歳以下の気の毒な老人については、国民年金等で救済しているようであ

る。いま福祉事務所としてもホームヘルパー等が回って、身のまわりの手伝いをしたり、又、家族の激励をしているとの答弁があり、さらに要望として、死亡後一週間以上も発見されないで放置されるということかよそで起きているようだが、そのようなことがないよう注意を願いたいとの発言があった後、採決いたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。して、補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百四号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されることを望みます。

議 百 一
議 百 二
反町討論
賢氏討論
議 百 三
議 百 四
議 百 五
第三定
議 百 十 六

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第四百四号

福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第五議案第五百号 福生市重度心身障害者

福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(厚生委員長 小林菊三君 登壇)

○厚生委員長(小林菊三君)

審査報告を行います。

議案審査報告書の朗読を省略させていただきます。議案第五百号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書 朗読省略)

別添参照

本条例は重度心身障害者の制度を充実するための改正であります。改

正内容は現行の支給額月額五千五百円を六千円に改めようとするもので、対象者は精薄の方九名であり、内訳として一度はなく、二度の方が三名、三度の方が六名であります。又、身障の方は一級の方が三十五名、二級が七十三名、計百八名、両方あわせて百十七名となっている。なお、これは非常に流動性のある数字であるとの理事者の説明を受けた後、質疑に入りましたが、全員異議なく本案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会決定とおり御可決くださいますようお願い申し上げます。補足説明と申し上げます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百五号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第百五号 福

生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第六 議案第百十三号 昭和五十一年度福生市一

般会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託してありますので、順次委員長から報告をお願いいたします。

総務委員長 田村市郎君。

(総務委員長 田村市郎君 登壇)

○総務委員長(田村市郎君)

議案第百十三号 昭和五十一年度福生市一般会計

補正予算第四号 歳入及び歳出予算のうち当総務委員会所管分について、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます、審査の主な内容を申し上げ、補足説明といたします。

(議案審査報告書 朗読省略) 別添参照

当委員会に付託された分につき所管の課長からそれぞれの説明を願ひ、質疑に入りしました。

歳入における質疑応答では、市税関係で特別土地保有税の譲渡所得について長期譲渡二千万円以上は五十一年度からは特別措置がなくなり、二通りの計算

となるが、今回の補正分は特別措置された時点のものである。

件数としては短

期が二十八件、長期が百十八件となっている。

民生補助の民間保育園の補助に

関連して、保母給与等の監査について、都の給与基準により実施するよう指示さ
れ、市の給食費として補助をしているので、都の監査とともに実施している。 教

育補助の温度保持事業の内訳について、一小が一千六百万円、二小が二千百万円、そ
の他は事務費である。又、一中は一千五百万円、二中が一千四百万円、その他は事務

費である。各学校の修理について、管理費等の補助対象が現在はないが、今

後もこの点の要望は関係官庁に引き続き実施していきたい。 地方交付税とし

て七億八千万円程度と見ているが、この中には衛生組合分も含んでいるので、今後
実質的に見込める額としては一億三千万円程度となる。

次に歳出関係の質疑応答では、市政モニターについて、本年度は応募者
も少なく、地域的な問題もあつて本年は中止した。 職員の事務服購入につ

いて、被服貸与規定によつて、本年は男子職員に貸与する年であり、女子職
員は来年度になる。 市税の徴収率について、前年度の滞納繰越分と現

年度分を含めて九六・六％には持つていくように努力している。 学校給食費

について、一つの金融機関に振り込みをすることもいろいろとむずかしい問題があ
り、PTAにお願いしている現状である。 育英会関係について、本年度の該当者
は四十一人となっている。 社会教育分野である青少年問題協議会の活動につい

て、市内二十九地区に補助金を交付し、各種の活動を行つており、さらに講師によ
る児童、生徒の心理等についての研修会も行っているが、今後の方針としては、

複雑な社会情勢の中で、非行防止のための児童福祉教育環境を整備し、あるいは
警察等とも緊密な連携をしい、行政としての事業、各所管においての活

動を進めていき、全体として青少年協会でやらなければいけない活動をやっていき
たい。 小中学校温度保持工事について、一小到二機、二小到二機、一中、二中

には各一機ずつ設置する。 各学校のアルミサッシ工事について、防衛施設方
と協議を重ねているが、各学校の授業に差し支えないように、来年の夏休みまご

ろ実施できるように話を進めている。 学校の修理について、予算との関係が
あるので、全体を見て危険性のあるところから今回は補正をした。 七小の増築

関係について、当初文部省基準による児童増加率から二分の一の補助として
計上したが、児童の急増市として指定されたために、補助率が三分の二となり、

補正したが、基準建築単価の差が若干生じている。予備費について、予備費の好ましい額は明確ではないが、現在の財政状態からできるだけ事業に振り向け、予備費の使用については厳しく制約している。今後の予算全体について、歳入において二億一千万程度の増と見ており、又、歳出では人件費や需要費等で一億五千万円程度必要となり、最終的な調整をしなければならないと思う。經常収支率からすると本年度当初で九六・六％であったが、決算時においては前年度と同様に八六％程度となると思う。

以上のような質疑に対する答弁があり、続いて本委員会付託分についての可決を諮ったところ、委員中より異議がありましたので、起立によって採決したところ、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会決定ごおり御可決くださいますようお願いいたします。補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

次に建設委員長 宇佐美良時君。

(建設委員長 宇佐美良時君 登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君)

御指名をいただきましたので、審査報告をいたします。

なお、まことに勝手にございしますが、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書 朗読省略) 別添参照

議案第百十三号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算第四号 歳出予算のうち建設委員会所管分について、補足説明を申し上げます。

本案のうち当委員会に付託されたのは土木費であります。このうち道路

河川橋りょう費は、市道第一〇一九号線に取りつける不動産のこの道路ほか五件の市道の改良工事に伴うもの等であり、都市計画費は熊牛緑地の買収にかかるもの等であるという担当からの説明を受けた後、質疑に入りました。

道路用地購入代は市道第一〇一九号線だけのものか。建設中の飯浜市民会館の駐車場にと考えている所がこの緑地のあたりであるが、それらとのからみあいはいくつかの質疑に對しまして、用地購入代は試算段階において、市道第一〇一九号線について約一千五百四十五万二千円、一中の上から五丁橋の上の所に出来る市道第二〇、二一、二三号線については三百八十三万六千円、それから内出の文番の前から工業高校の北側に出る市道第一〇七、一〇八号線については補償

費からの組みかえで三百万円で、合計二千二百二十八万八千円となるものである。
能半緑地は五日市街道に接した福祉会館前の傾斜した山林の所であり、駐
車場の用地として考えているのは、その傾斜地に接する畑地の所である。又、
市道第一〇七、一〇八号線の工事はいつごろ始めるのかに對して、一応十月初旬
から中旬くらいまでは発注したいと考えているとの答弁がありました後、採決い
たしましたところ、全員異議なく、当委員会所管分については原案と可決す
べきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会決定とおり御可決をいただきますようお願い申し上げ、説
明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 次に厚生委員長 小林菊三君。

(厚生委員長 小林菊三君 登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。

議案第百十三号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算第四号 厚生委員
会所管分、議案審査報告書の朗読を省略させていただきます、補足説明をさせて
いただきます。

(議案審査報告書 朗読省略) 別添参照

本案審査に当たっては各課長より順次詳細な説明を受けた後、質疑に入る
ことを決め、審査に入りました。

まず環境保全課関係の主なものは、総務管理費中では交通安全協会に對
し制服の補助金を当初五十年、五十一年の二ヵ年で補する計画であったのを、一年
早めて補助するための七十万円、中福生会館が老朽化し、改築のための総費用
の二分の一の補助金七十五万円である。保健衛生費では、予防接種関係の費
用及び耐用年数のきた自動車の買いかえの百八万四千円とあわせて二百八万七千
円の補正。清掃費では自動車修繕費その他で七十三万五千円の補正。さう
に消防費では消防事務の都委託金の四十九、五十年度の精算による不足金二千
百九十二万二千円及び消防団員に對する紺色の作業服の被服代九十三万円等
あわせて一千二百八十五万二千円の補正であるとの説明を受け、次いで市民課関係
では総務費中の戸籍住民基本台帳費の財源内訳を振りかえようとするものとの説
明を受け、福祉事務所関係に入りました。福祉事務所関係の主なものは、
社会福祉費では児童保育、身体障害者、精神薄弱者、老人福祉等において

は今日の各種手当額改正に伴うアップ分や、償還金利子及び割引料の関係。又老人医療費や福祉会館の管理費等で、あわせて七百四十六万三千円の補正。児童福祉総務費においては杉の子第三保育園建設に対する市の補助金五百万円、及び開園後必要となる児童措置委託料一千三百六十七万八千円や、児童手当扶助費四百五十四万円、この内訳は児童手当が国の負担分約三百三十万円、都の負担分児童手当、育成手当を含め約七十二万五千円、市の負担分約五十一万五千円である。これらをあわせて二千五百四十八万六千円の補正。さらに生活保護費では国及び都への負担金の返還分等で二百六十九万九千円の補正である。以上のような説明が各課担当課長よりなされた後、質疑に入ったわけでありす。次に委員会における質疑応答の概要を申し上げます。

まず交通安全協会の被服一着分の金額について、家庭奉仕員の人員とその活動内容についての質疑に對しましては、男子用は帽子、階級章、腕章など一式で二万三千余円、女子用が一万九千円である。又、家庭奉仕員は二名おり、申請のあったところを一人で四世帯受け持ち、ふき掃除やお使い、場合によっては薬の受領にも行ったりしているとの答弁があり、さらに、家庭奉仕員は二名で足

りるのか。又、雨天時は寝具が湿気を帯びるが、その点どうしているのか。児童手当扶助費の名称を今後統一する考えはあるか。重度の身体障害者と精神薄弱者の増員はあるか。なお、当市での手帳交付者は何名になるか。ホームヘルパーは身体障害関係は一名であるが、増員の考えはあるか。杉の子第三保育園建設に当たって、周辺住民との間に問題が起きないようによく指導してもらいたい。又、杉の子第三保育園開園に対する保母の関係について等の質疑があり、これに對しまして家庭奉仕員の増員は申請者が多くなれば考えなければならぬが、現在では充足している。又、寝具については、天気の良い日にできるだけ干すようにしている。児童手当扶助費の名称は来年度から明確に分離したい。重度身体障害者の増加分、精神薄弱者の増加分がある。又、手帳交付者は身体障害者三百九十九名、精神薄弱者四十三名である。ホームヘルパーの増員については要望したい。杉の子第三保育園建設に当たっては付近住民に迷惑をかけないように指導しており、その回答として十分配慮したいということである。杉の子第三保育園は当初十月一日開園を考えていたが、工事の関係で十一月一日開園となった。保母の確保は大丈夫と思うという答弁がありました。

た。

なお、最後になりましたが、先ほど理事者より本会議冒頭に訂正の発言がありました。重複いたしますが、本件に対する当委員会の内容を説明いたします。質疑の途中において委員より児童手当扶助費四百五十四万円について、さきの本会議の内訳に対する福祉事務所長の答弁、すなわち条例改正分に伴う都の負担分約七十一万五千円、国の分約三百八十一万五千円と、委員会での説明との間に差異があるようだが、という確認の発言があり、これに対し三百八十一万五千円とは国と市の分をまとめて説明してしまつたものであり、これを国、都、市を分離すると、国の負担分三百二十九万九千六百六十六円、都の負担分七十二万五千六百六十七円、この中には条例改正分二十一万円が含まれている。又、市の負担分は五十一万五千六百六十七円で、計四百五十四万円、このようなことであるので訂正したいという答弁があり、委員会としてはこれを了として、以下質疑を続行したことを報告し、申し述べさせていただきます。

このような質疑応答の後、採決をいたしましたところ、全員異議なく厚生委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、当委員会決定とおり御可決くださいますようお願いいたします。補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で各委員長長の審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一條の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。

二番 松山 清君

○二番(松山 清君) 議案第百十三号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算に

ついて反対討論をいたします。

当補正予算第四号はその歳出において、先ほど可決された児童育成手当などの各種手当の増額分や、交通安全施設設置工事、小中学校の工事請負費、育英会補助金の増額、又、他に幾つかの点については私どもといたしましても賛